

公益社団法人会津若松市シルバー人材センター 平成31年度 事業計画

I 基本方針

我が国の経済は、所得環境の改善が続き、穏やかな景気回復基調が続くことが見込まれております。

県内の景気は、先行きに不透明感がみられるものの、個人消費が前年を上回っていることなどから穏やかに持ち直しています。また、有効求人倍率は依然高水準が続いており人手不足となっています。

会津地方は、農畜産物、観光産業等の風評被害は続いており、景気回復の実感が得られない状況にあります。

こうした情勢の中、年金支給年齢の引き上げや「働き方改革」がクローズアップされている状況の下、地域社会の活力を維持していくためには年齢にかかわらず働き続けることができる「エイジレス社会」の実現が必要になります。これにより、労働者ばかりでなく企業全体の活力の増進にもつながります。その一環として健康で働く意欲のある高齢者が、社会の担い手となり、就業を通じて生きがいの充実と社会参加の喜びを得るための事業を実施しているシルバー人材センターに、今まで以上の期待が寄せられています。設立当初の趣意に立ち返り、「自主・自立、共働・共助」の理念のもとセンター会員としての自覚を持ち、会員同士が協調しながら質の高い就業に努め期待に応えていきます

センターの地域における存在意義を高め、積極的な事業を行うためには「会員拡大」が喫緊の課題であります。公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会の「第2次会員100万人計画」が平成30年度から開始され、この計画に取り組むこととなりました。このため明確な目標を掲げて入会会員促進のため活動を行っていきます。

また、平成31年度までの5年間の「第3次中期計画」を検証しながら時代変化を踏まえ、シルバー事業を取り巻く環境の変化に的確に対応した計画的な事業運営を図るため、平成32年度を初年度とし5年を計画期間とする新たな「第4次中期計画」を策定します。

目的実現のために、関係機関との連携を図りながら役職員はじめ会員が一丸となり推進してまいります。

次の重点項目の達成に努めます。

- 1 会員の増強、確保
 - ・新入会員説明会の開催(毎月第2第3金曜日)
 - ・退会者の減少に努める
- 2 就業機会の提供確保
 - ・各種媒体による情報発信
- 3 安全・適性就業の徹底
 - ・事故撲滅事故発生件数0件

II 事業目標値

(1) 会員数	530 名
(2) 受託件数	5、600 件
(うち派遣)	30 件)
(3) 契約金額	2億5,800万円
(うち派遣)	2,700万円)
(4) 就業延人数	52,000人日
(5) 就業率	85%

III 事業実施計画

1 就業開拓提供事業

高齢者自らがこれまでに培ってきた職業的能力や経験を活かしながら下記の各事業等に各会員が希望に応じた雇用・就業機会が得られるよう開拓に努めまた、就業を通じて生きがいと地域に貢献する喜びを共感できるような事業の促進を図ります。

(1) 雇用によらない臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業機会の提供

① 受託事業

公共団体、企業及び一般家庭等から受託した業務に、就業を希望する会員に請負又は委任により提供することにより地域社会に貢献します。

○新規発注者の開拓、既発注者の掘り起こし

○ホワイトカラー職種の拡大、女性会員のニーズに合致した就業分野の拡大

② 独自事業

「刃物研ぎ」事業の推進

(2) 雇用による臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業機会の提供

① 職業紹介事業

「高齢法」の改正に伴い就業機会の拡大と適正就業を推進するため、請負及び委託等の働き方でなく、雇用関係を希望する60才以上の市民の方に対して職業相談を行い紹介に努めます。

② 労働者派遣事業（シルバー派遣事業）

公益社団法人福島県シルバー人材センター連合会が派遣元となり、当センターが実施事業所として行います。受託事業（請負・委任）になじまない発注に対し、積極的に活用して会員の就業機会の拡大及び適正就業に努めます。

○人手不足分野等の開拓、マッチング

2 相談事業

仕事と就業希望会員のミスマッチの解消に努め、シルバー人材センター

の仕組み等についての入会説明会開催や就業等に関する相談を実施するとともに、入会后シルバー事業について不明な点や事業内容に疑問がある場合は詳細に説明してそれらの解消に努めます。

3 安全・適正就業推進事業

- (1) シルバー人材センター事業において「安全・安心な事業」の展開を図ることは、シルバー事業遂行の根幹であり、安全対策のなお一層の推進に努めます。そのためには、自分自身が健康管理や安全就業に対する心構えを持つとともに、センターが次のような安全に働くための研修や情報の提供を地区安全推進員と共に行って、会員の安全意識の高揚に努めます。
 - ① 安全・適正就業推進委員会の開催
 - ② 安全就業を達成するため定期的な巡回、安全就業の指導、啓発
 - 事故を起こさない、怪我をしないための方策
 - 就業時の一声運動
 - ③ 安全講習会の開催
 - ④ 健康維持増進のため、検診情報やその受診の奨励
 - ⑤ 安全就業推進月間活動(7月)
- (2) シルバー人材センターが行う事業（請負、委託、委任、派遣、職業紹介）を適正に実施するため、適正就業ガイドラインを踏まえ就業の基本が行われているかを検証いたします。
 - 派遣事業への移行

4 普及啓発活動事業

シルバー人材センター事業の趣旨やシステムについて、地域の方々へ正しい理解とPRを行うため、多くの会員が参加して奉仕活動等を実施するとともに、地域班ごとの地域に根ざしたボランティア活動を通して、センター事業の普及啓発に努めます。また、関係機関と連携をとりながら入会促進を強化し、理念の浸透を図ります。

- (1) センター会報「はつらつ」の定期的発行並びに市広報紙への掲載
- (2) 普及啓発促進月間（10月）の広報活動
- (3) 役職員、会員が事業所を訪問して普及啓発や就業開拓、求人開拓を行います。
- (4) ボランティア活動の実施
- (5) 年間を通してのリーフレット配布活動

5 調査研究事業

高齢者の就業に関する具体的な問題点を調査研究し、その情報を会員や発注者に提供して事業の適切な運営に努めます。事業所及び関係機関と連携し、新規事業の開拓を進めます。また、役職員が先進地の取り組み状

況を視察し導入を図ります。会員相互の融和を図り、親睦交流が行える楽しいセンターづくりのため調査等を行い会員の増強や事業の拡大につなげられるよう取り組みます。

6 訓練研修事業

会員や地域の高年齢者が就業に必要な知識・技能・マナーを習得して、就業の機会の増大に繋げ、発注者の期待に沿えるようスキルアップに努めます。また後継者の育成を図るために各種研修会等を開催します。

- (1) 庭木、植木、関係講習会
- (2) 福祉・家事援助関係研修会
- (3) その他必要と思われる分野の講習会

IV 法人管理運営

1 法令遵守（コンプライアンス）及び内部統治（ガバナンス）に基づく運営管理
公益法人として健全な透明性（情報開示）の高い運営と法令・定款・内部規程を遵守した運営管理の強化を図ります。

2 諸会議の開催

維持管理及び事業運営の執行に関して必要な会議を開催します。

- (1) 定時総会
- (2) 理事会

3 外部監査の実施

公益法人として、会計処理の適正実施を維持させるため、年2回の税理士事務所による会計監査の実施をします。